

共同受付に伴う解体工事の区分について

※草津市における解体工事の区分の考え方については、下記のとおりです。

建設工事の区分の考え方（建設業許可事務ガイドライン）においては、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当することから一式工事となります。家屋等の解体のみを行う工事は解体工事となります。

信号機など電気工作物のみを解体する工事はそれぞれの専門工事となります。

- ① 建築一式工事 総合的な企画、指導、調整のもと解体
例：解体工事、建て替え工事が一体の場合

※建築格付け登録業者が対象となります。

- ② 解体工事 家屋等の解体工事
例：家屋等の解体のみを行う工事

※建築格付け登録業者「解体工事業の許可要」および、解体工事業の登録業者が対象となります。

- ③ 各専門工事 専門工事で設置された工作物を解体
例：信号機（電気工事に該当）

※各専門工事格付け登録業者が対象となります。

具体例

建築一式工事	解体工事	各専門工事
		
<ul style="list-style-type: none">・高層ビルの解体工事・解体工事と、立て替え工事を一体で請け負う工事	<ul style="list-style-type: none">・家屋等の解体工事	<ul style="list-style-type: none">・信号機のみを解体する工事（電気工事に該当）

※建設業法の業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方より（H29. 11. 10 改正 国土交通省）